



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)
号外第47号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則	傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 (4)(捜査第一課)..... 1
	指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の 一部を改正する規則(5)(交通指導課)..... 2

公安委員会規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第4号

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長、<u>少年課長及び生活保安課長</u>、刑事部の捜査第一課長、捜査第二課長及び暴力団対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>	<p>犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 鳥取県警察本部の生活安全部の生活安全企画課長及び生活保安課長、刑事部の捜査第一課長、捜査第二課長及び暴力団対策課長並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の職にある者</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第5号

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

指定車両移動保管機関に納付すべき違法駐車車両の移動等に係る負担金の額を定める規則（昭和62年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の3第6項の規定により運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>負担金の種類</th><th>負 担 金 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>公示に係る費用</td><td><u>独立行政法人国立印刷局が定める官報公告料に相当する額</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	負担金の種類	負 担 金 の 額	略		公示に係る費用	<u>独立行政法人国立印刷局が定める官報公告料に相当する額</u>	略		<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の3第6項の規定により運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>負担金の種類</th><th>負 担 金 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>公示に係る費用</td><td><u>財務省印刷局長が定める官報公告料に相当する額</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	負担金の種類	負 担 金 の 額	略		公示に係る費用	<u>財務省印刷局長が定める官報公告料に相当する額</u>	略	
負担金の種類	負 担 金 の 額																
略																	
公示に係る費用	<u>独立行政法人国立印刷局が定める官報公告料に相当する額</u>																
略																	
負担金の種類	負 担 金 の 額																
略																	
公示に係る費用	<u>財務省印刷局長が定める官報公告料に相当する額</u>																
略																	

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。